

2015年9月



葵総合経営センターだより

特 集

・『マイナンバー制度の実務対応』

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL http://www.aoi-cms.com/



「赤そばの花 ー上伊那郡中川村にてー」 撮影 上平医院 上平知子先生

目次

2	マイナンバー制度導入	1 1	マイナンバー制度
3	税制改正・マイナンバー制度 セミナー報告	1 2	戦後70年に想うことども
4	マイナンバー制度の実務対応	1 3	康友会ゴルフ 9・10月の税務労務
1 0	マイナンバー制度について	1 4	御案内

マイナンバー制度導入

センター代表 杉浦 康晴

暑い日が続きますが、朝晩は少し過ごしやすく感じるようになりました。体調など崩されておられませんでしょうか。

さて、今回のセンターだよりは「マイナンバー制度」を特集としております。

いよいよ来年、平成28年1月からの導入にあたり、来月10月以降、お手元に番号が届くことになります。もう間近に迫っているにも関わらず、制度の内容について知らない人が多いことにも驚かされます。

6月に行われた、市場調査会社のクロス・マーケティングが実施した調査によると「マイナンバー制度」に関し「全く知らない」(6.2%)、「名前だけを知っている」(33.6%)を合計すると39.8%、「名前も内容も知っている」が55.1%、「他人に説明できるくらい知っている」は5.3%だったとのことで、「マイナンバー制度」を知らない人は約40%に上ることになります。

顧問先様の中ではセミナーに参加されたり本を読んだり、情報を入手されている方々もいらっしゃると思いますが、事業主でない一般の方々は特に情報を入手することまでしていないと思われます。よって、事業主がそこで働く従業員から「マイナンバー」を収集する際には、従業員向けに説明をすることも必要になってくるでしょう。この「マイナンバー制度」を知らずして収集することはできません。今からでも遅くありませんのでしっかり情報を入手していただき、事業所として

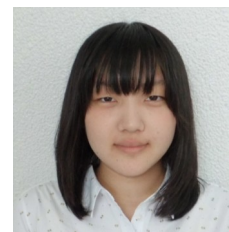
やるべきことはしっかり行っていたいただきたいと思います。社内システムの改修や規程の整備、社員向けの広報などを順次進め、「マイナンバー」の管理はくれぐれも慎重にお願いしたいものです。アルバイトが多い飲食業や小売業等では、管理が大変だと今から頭を抱える事業所もあります。何せ新しい制度ですので、どこの事業所でも手探りの状態です。

6月下旬に日本商工会議所が取りまとめたマイナンバー対応状況をみると、事業所がマイナンバー導入に際し困っている点で最も多かったのは「マイナンバー導入に向けての具体的な準備計画の作成」で72.5%、次いで「安全管理措置の構築にかかる方法」が49.0%となっています。

多くの事業所において制度対応の初期段階で苦戦している現状が明らかになりました。

やはり事業所においては、情報は入手できてもそれをいざ自分の事業所でどのように対応すべきなのか具体的なイメージがつかめていないようです。実務的に具体的な対応をすべき時期となりましたのでご不明な点がございましたら、是非当センター担当者にお問い合わせください。また今後も最新情報をセミナーなどでお伝えする予定をしておりますので、そちらも併せてご検討いただければ幸いです。

税制改正・ マイナンバー制度セミナー報告



葵総合税理士法人 月次決算部 近川 純那

平成27年7月23日、約2時間半にわたり、葵リレーションホールにて「税制改正・マイナンバー制度」のセミナーを開催しました。当日はご多忙の中、多くの方にお集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

第一部「平成27年度税制改正の概要」では、今年3月に成立した税制改正法案において改正された部分や、新たに創設された「結婚・子育て資金の贈与」といった新しい項目について、当法人税理士の結城典裕が解説致しました。

中でも法人税率の引き下げについては、法人税率の推移や諸外国との比較を織り交ぜ、改正の背景を説明しました。

また、NISA（少額投資非課税制度）の拡充やふるさと納税制度等、皆様の関心も高いと思われる事柄についての解説もあり、顧問先の皆様の生活にも役立てていただけるのではないかと思います。

第二部「マイナンバー制度について」では、平成28年1月から利用が始まる「マイナンバー制度」の概要やその仕組み、企業の実務的な対応について、当法人税理士の古田益三が解説致しました。

マイナンバー制度の導入に伴う企業の実務対応に関する説明では、利用開始までに企業が何を準備しなければならないのかということについて具体的に説明しました。



セミナーの内容につきまして、ご不明な点等がございましたら、お気軽に当法人担当者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後も、顧問先の皆様に喜んでいただけるようなセミナーを企画していきたいと考えております。

マイナンバー制度の実務対応



葵総合税理士法人 税務会計部 梅田 裕二

平成28年1月より開始される‘マイナンバー制度’（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）につきまして、法人や個人企業の経営者、総務・経理・人事労務担当者の方が、事務手続きを行う際に対応しなければならないことについてまとめてみました。

マイナンバー制度とは「社会保障・税番号制度」のことで、住民票をもつすべての皆様（赤ちゃんからお年寄りまで）に対して12ケタの個人番号が付与されます。

今年10月以降、その「通知カード」（紙製）が、「個人番号カード」に交換できる交付申請書とともに、住民票のある住所に簡易書留で送付されます。（同一世帯はまとめて送付されます。）

住民票の移動手続き等を忘れている方は早急に手続きを取ってください。

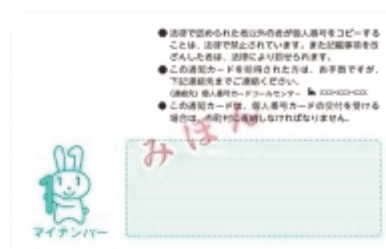
ただし、個人番号カードが交付される時期は平成28年1月以降です。

また法人に対しても13ケタの法人番号が登記上の所在地へ送付されます。

通知カードの様式について



【おもて面】



【うら面】

通知カードは、住民の方々にマイナンバーを通知するもので、平成27年10月以降、住民票を有する全ての住民に対し、簡易書留により郵送されます。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続において、本人確認とともに、個人番号の記載・確認を求められることとなり、また個人番号カードの交付を受ける際にも返却が必要となりますので、受け取られた通知カードは大切に保管して下さい。

通知カードは紙のカードで、あなたの個人番号の他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されており、透かし等の偽造防止技術も施されています。

ただし、顔写真は記載されておらず、通知カードを使用して番号確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証や旅券等の本人確認書類が必要となります。

なお、番号確認と本人確認を1枚で行いたい方は、個人番号カードが便利です。

個人番号カードには、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別の他、顔写真が記載されることとなり、番号確認と本人確認が1枚で行えます。交付手数料は当面の間無料です。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 花子
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号
平成28年3月31日まで有効
交付日 平成28年〇月〇日

個人番号カード交付申請書
個人番号 1234 5678 9012 5432 1098 7654
氏名 花子
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号
生年月日 平成28年3月31日 性別 女
交付日 平成28年〇月〇日

顔写真貼付欄
サイズ 縦4.5cm×横3.5cm
顔写真の貼付は、顔写真の貼付欄に貼付してください。
顔写真の貼付は、顔写真の貼付欄に貼付してください。

個人番号カードの交付を希望する方は、郵送された通知カードの下に付いている個人番号カード交付申請書により、申請を行ってください。

【おもて面】

【うら面】

個人番号カードの交付を希望される方は、郵送された通知カードの下に付いている個人番号カード交付申請書により、申請を行ってください。

個人番号カード交付申請書には、通知カードに記載の住所、氏名、生年月日、性別が印字されている他、申請者の署名、電話番号、個人番号カードへの点字表記希望の有無、個人番号カードに搭載する電子証明書の発行希望の有無等の記載欄と顔写真貼付欄がありますので、必要事項を記入し顔写真を貼付の上、紙から切り取り、同封されている返信用封筒に封入し郵送により申請して下さい。

なお、個人番号カードの交付申請はスマートフォン等でも行えます。

個人番号カードの様式について

個人番号 1234 5678 9012
氏名 花子
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号
生年月日 平成28年3月31日 性別 女
交付日 平成28年〇月〇日

個人番号カードの交付を希望する方は、郵送された通知カードの下に付いている個人番号カード交付申請書により、申請を行ってください。

【おもて面】

【うら面】

平成28年1月から、個人番号カードの交付が開始されます。

個人番号カードは、本人の申請により交付を受けることができ、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。交付手数料は、当面の間無料です（本人の責による再発行の場合を除く）。表面には

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 顔写真
- ・ 電子証明書の有効期限の記載欄
- ・ セキュリティコード
- ・ サインパネル領域（券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）
- ・ 臓器提供意思表示欄

が記載され、個人番号は裏面に記載されます。

個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表 面



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏 面



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮影し、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

平成27年10月から

マイナンバーを通知するために平成27年10月から届く通知カードに、個人番号カード交付申請書が同封されています。

申請書には氏名・住所・生年月日・性別がすでに印刷されていますので(※)、必要事項を記入の上、顔写真を添付して署名又は記名押印していただき、同封されている返信用封筒に封入の上お申し込みください。

※記載事項に誤り等があれば、お住まいの市町村にご連絡ください。

平成28年1月から

申し込み後、個人番号カードができましたら、各市町村から交付準備ができたことをお知らせする個人番号カード交付通知書が届きますので、届いた交付通知書と通知カード、そして本人確認書類を持参の上、交付通知書に記載されている交付場所へ個人番号カードを受け取りに行ってください。

なお、スマートフォン・パソコンによる申請や、まちなかの証明写真機からの申請、またお住まいの市町村によっては申請時に来庁して本人確認を行う方法等もありますので、申請方法の詳細については地方公共団体情報システム機構のHPをご覧ください。お住まいの市町村にお問い合わせください。

(参考) 総務省ホームページより

《マイナンバー導入に向けての必要事項》平成27年9月末(番号通知前)までに

1、担当者や対応する部署の決定

- ・マイナンバー制度への対応は任意ではないことを社内で徹底してください。
- ・各担当部署は、社内の業務全般を把握し、権限のある方をトップにしてください。
- ・各担当部署の方は、「特定個人情報保護委員会のガイドライン」を全文確認し、役割分担とスケジュールを明確にした上で対応してください。

2、従業員教育

- ・法的な裏付けのある制度の導入であること、利用目的の明確化、社内ルールの周知を継続的に行う必要があると思います。

3、マイナンバー対象者の選定と周知、収集、保存、破棄の策定

- ・通知カードが届くこと、それを厳重に保管しておくことを周知してください。
- ・個人番号の通知は、前述の様に住民票のある住所地に郵送されるため、例えば、海外赴任などの関係で住民登録をしていない、あるいはなんらかの事情で住所変更をしていない場合は届きません。
まずは、全役員・全従業員に確認してください。
- ・本人確認の措置（事業者）は、通知カードと運転免許証等の身元確認書類、または個人番号カードによって確認します。
また給与所得者の扶養控除申告書の提出の際、事業者は従業員の扶養親族の本人確認を行う必要はありません。扶養親族の本人確認は扶養者である従業員が行うこととなります。

これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への届出義務者は扶養親族であることから、事業者において従業員の扶養親族の本人確認が必要です。

- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書記載のために、例えば弁護士、税理士、社会保険労務士などの報酬、有識者への講演料支払いの際に個人番号確認が必要です。入手する方法を定めましょう。
 - ・不動産関係の支払調書記載のために、不動産賃貸料を支払っている地主さん等の個人番号が必要です。入手する方法を定めましょう。
 - ・その他、従業員等から取得した個人情報に記載された書類について取扱い等の手順を定める必要があります。
個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定の保管が義務付けられているものについては、その期間保管しなければなりません。
-

特定個人情報等が記載された書類（マイナンバーが含まれている）を保管可能なのは、必要がある場合のみです。

所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかにマイナンバーを破棄または削除しなくてはなりません。

破棄の手法としては焼却又は溶解、シュレッダー等の復元不可能な手段を使用します。

そのため、マイナンバーの削除を前提とした保管体制、システムを構築することが望まれます。

- ・必要のないマイナンバーを誤って取得した場合、そのことに気付いた時点でできるだけ速やかに破棄する必要があります。

4、規模等により就業規則の変更や安全管理措置規定の策定が必要になります。

5、システム対応

- ・マイナンバー制度導入で様々な書類の様式が変わります。お使いのソフトウェアのバージョンアップ等で対応を確認してください。

6、安全管理措置

- ・ガイドラインでは情報の漏えい防止のため、具体的な例示を示しています。

◇管理区域への入退出管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限をする。

◇取扱区域に関しては、壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫をする。

◇機器、電子媒体又は書類等をキャビネット、書庫等に保管する。

◇特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐため安全な方策を講ずる。

◇特定個人情報等を削除・破棄する場合には、責任ある立場の者が確認する。

◇取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務担当者を限定することが望ましい。

◇ユーザー制御機能により情報システムを取り扱う事務担当者を限定することが望ましい。

◇インターネット等を使用する場合、通信経路における情報漏えい等の防止策として、通信経路の暗号化等が考えられる。

- ・上記の対応をすることは事業所にとって、ハード面でもソフト面でもコストがかかることと思われます。

ガイドラインは参考として、情報漏えいがないよう各事業所でシステムの構築を行ってください。

7、マイナンバー取り扱い業務の委託先に対する注意点

- ・委託先の事務所等の安全管理措置を確認し、監督する義務があります。
- ・委託先が情報漏えいした場合には、委託元である法人等も監督責任を負うことになります。

- ・委託先は、委託元の承諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再委託を受けた先が、再々委託する場合も同じで、最初の委託元の承諾が必要です。再委託、再々委託の場合、委託者は、委託先に再委託先、再々委託先の監督をするよう指示を行い間接的に監督責任を負います。

(委託契約の締結時に必要な項目)

- ◇秘密保持義務
- ◇事務所内から特定個人情報の持出しの禁止
- ◇特定個人情報の目的外利用の禁止
- ◇再委託における条件（再々委託がある場合には、その条件）
- ◇漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ◇委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ◇従業員に対する監督、教育
- ◇契約内容の遵守状況について報告を定める規定
- ◇実地調査を行うことができる規定 等

委託契約の継続中は、契約事項に基づいて、定期的に個人情報の取扱い状況の報告を受けるなどの対応が望ましいと思います。



今号は平成27年8月3日現在の情報をもとに作成しております。

今後、新たに出される情報によって、運用規定等が変更になる場合は、随時皆様にお知らせしていきたいと思っております。

次号（11月号）は、お手元に通知カードが届いた後の対応を中心にご案内させていただきます。

ご不明な点は、葵総合税理士法人担当者までお問い合わせいただきます様よろしくお願いたします。

マイナンバー制度について



葵労務管理事務所 大野 華恵美

マイナンバーにより、労務管理上影響が出てくる届出書類についてお知らせいたします。

①給与・年末調整関係

(平成28年1月提出分～)

- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・源泉徴収票 等

②雇用保険（平成28年1月提出分～）

- ・資格取得届、資格喪失届 等

③社会保険（平成29年1月提出分～）

- ・資格取得届、資格喪失届
- ・健康保険被扶養者（異動）届 等

ここで、国民年金第3号者被保険者の届出について注意です。第3号被保険者の届出は、提出義務者が第3号被保険者となります。そのため、事業所は第3号被保険者の本人確認をする必要が生じます。

本人確認とは、個人番号の確認と身元確認です。通常は、従業員が配偶者の代理人として事業所へマイナンバーを提供することとなります。よって、事業所は代理人となる従業員からマイナンバーの提供を受ける場合は、従業員と配偶者の書類（表1）をそれぞれ提出していただきます。そして、代理人を通して適正にマイナンバーを取得したことを証明するため添付書類（表2）も併せて提出していただきます。配偶者の場合は、任意代理人となりますので委任状が必要です。

表1

個人番号の確認	・個人番号カード ・通知カード ・住民票 等
身元確認	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート 等

表2

法定代理人	・戸籍謄本
任意代理人	・委任状

また、既存の従業員や被扶養者分の個人番号については、ハローワークや健康保険組合等よりご報告のお願いが入る予定です。

さらに、事業所として対応が求められるのが就業規則の変更です。具体例は、下記のとおりです。

- ・採用時の提出書類の追加
- ・利用目的の明示
- ・特定個人情報の取り扱いの明示
- ・特定個人情報の漏えい、流出させた場合の対応 等

現在就業規則を定められている事業所につきましては、一度内容をご確認いただきマイナンバーの導入に合わせて変更していただいた方が良いでしょう。

大変な業務量が発生する可能性がございますので、管理方法や提出時期などをきちんと把握し、準備していただく必要があります。

<参考：厚生労働省HP>

マイナンバー制度

弁護士 長谷川 留美子

本年10月に、いよいよ皆さんにマイナンバー（個人番号）の通知が行われます。

マイナンバーとは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、住民票コードを変換してその住民票に記載されている者を識別するために指定される番号（個人番号）です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて使用されることになっており、そのメリットについて、「社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の削減」や「国民の利便性の向上」、「行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられる」、「所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる」等と広報されています。

しかし、一方で、マイナンバー制度は、プライバシー権侵害の危険性が極めて高いものともいえます。マイナンバーが漏えいされると、それにより、年金情報、雇用保険情報、福祉情報、税務情報などが芋づる式に名寄せされ得ます。将来的には、民間分野における利用拡大をも目指されていますので、もっと多くの情報が名寄せされる虞があります。そうすると、自分の情報を自分でコントロールするという権利が絵に描いた餅になる虞があります。

そこで、マイナンバーについては、その保護をはかる必要があります。

たとえば、マイナンバーは自分の勤め先や

報酬の受取先に対して告知しなければならないとされていますので、番号の告知を受けた事業者は、マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、とされています。又、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録されたマイナンバーを含む個人情報ファイルを第三者に提供したときに、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されるなどの、罰則の定めがあります。

記憶に新しいところでは、年金情報の漏えい、少し前にはベネッセの個人情報漏えいがありました。このような行政機関や大企業でも情報漏えいが起こりうるのですから、大小問わず多くの事業者がマイナンバーを取り扱うようになると、その漏えいの危険性は格段に高まります。マイナンバーを取り扱う事業者の皆様におかれては、心してご準備をしていただきたいと思います。



(随想)

戦後70年に想うことも

センター会長 杉浦 正康

戦後70年にあたる今年は大きな節目の年になるとの見方が大勢を占めています。70年前の終戦の日——8月15日の小生は、旧制中学（現在は今市高等学校）の1年生で栃木県の現塩谷町という田舎に在住していましたが、天皇陛下の「玉音放送」で敗戦を伝えられたあと、「戦争は終わった！」という一種の安堵感と同時に次の瞬間「いよいよ竹槍を持ってアメリカの占領兵と対峙しなければならないのかな」との悲壮感に襲われたものでした。

それからしばらく待機期間がありその後授業が再開され2学期が始まったころには進駐軍（アメリカ占領軍）の動向などに関する情報も入って来、同時に実際のアメリカ兵の顔も少しずつ見かけるようになるにつけ、どうやらわれわれが当初懸念したような命に関わる心配はないことがハッキリとしてきました。

それからはいわゆる「民主主義教育」が徐々に浸透し、落ち着いて勉強できる環境も整い気持ちも勉学に打ち込めるようになりました。

小学校（当時は「国民学校」と言っていました）6年生になったばかりの時、土木技師だった父は満1歳の妹に心を残しながらフィリピンのルソン島マニラの軍港建設の関連業務のため赴任してしまいました。そのため周囲に親類縁者のいない母は小生と妹に必要な食料を確保するのに大変な苦勞を強いられました。終戦後2年間頑張ったのですが、その大変な事態を心配した母の弟たちが「とりあえ

ず実家（母の）に帰ってこい」と強く言ってよこしましたので、小生の意見も聞いたうえ、静岡県の三ケ日町（現在は浜松市に入っている）に引っ越しをすることになり、叔父の勧めで小生は旧制豊橋中学（現時習館高校）に転入学し愛知県に籍を置くことになりました。

父の帰国を待ちのぞんでいたのですが、最終的にマニラの現地で軍属になった父は部隊と行動を共にした結果戦死したということで間もなく公報が入りました。その結果小生は大黒柱の父がいない母子家庭の子供ということになりその境遇のもとで頑張ることになったわけです。（進学や就職の困難性）

終戦から70年・・・「戦争」を知らない日本人が圧倒的な人数になるにつれて「戦争」のために苦難を強いられた日本人の先人の姿に想いを致せない人間が増え、再び危ない道に踏み入りそうな風潮が見えるようになってきたことはまことに悲しいことです。

8月15日を中心に、かつての戦争に心ならずも従事させられた人たちの声をテレビで多く聞かされました。生き残った人たちが異口同音に語るのは死んでいった同僚や部下たちへの哀惜の念と同時に70年間生きることが出来た喜びではなくむしろ辛さについてでした。その心情は察するに余りあります。

この世に生を受けた人たちが幸せを噛みしめることのできる毎日を一生送ることが出来るよう祈ってやみません。そのためにはやはり毎日々々が「闘い」なのかもしれません。

康友会ゴルフ同好会

第255回 例会成績

平成27年7月9日(木)

小原カントリークラブ

他参加者 寺西 昭範、大矢 哲、足立 文夫
 藪井 満、荒井 栄児、古田 益三
 (順不同・敬称略)

順位	氏名
優 勝	杉浦 康晴
準優勝	日置 亨
3 位	三輪 厚雄

<次回開催>

平成27年9月9日(水)
 小萱OGMフェリークリークカントリークラブ

9月、10月の税務・労務

9月の税務・労務

10日 ◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

30日 ◇平成27年7月決算法人の確定申告、1月決算法人の中間申告、10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告
 (400万円超)

◇平成27年7月決算法人の事業所税申告及び納付



10月の税務・労務

13日 ◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

11月2日 ◇平成27年8月決算法人の確定申告、2月決算法人の中間申告、11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告
 (400万円超)

◇平成27年8月決算法人の事業所税申告及び納付

◇個人住民税第3期分の納付

◇労働保険料の納付(第2期分)

(労働保険事務組合委託の場合

…11月16日)





ご案内

●康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成27年 9月 16日 (水)

平成27年 10月 20日 (火)

平成27年 11月 16日 (月)

弁護士 長谷川 留美子

葵総合経営センター今後の行事予定

9/10(木) ツボ教室「東洋医学・気の世界
昼の部・夜の部」第6回

9/16(水) 無料法律相談日
無料よろず相談日

10/20(火) 無料法律相談日
無料よろず相談日

10/22(木) ツボ教室「東洋医学・気の世界
第八部 昼の部」第1回

〃 ツボ教室「東洋医学・気の世界
第十八部 夜の部」第1回

11/12(木) ツボ教室「東洋医学・気の世界
第八部 昼の部」第2回

〃 ツボ教室「東洋医学・気の世界
第十八部 夜の部」第2回

11/16(月) 無料法律相談日
無料よろず相談日

◎休日のお知らせ

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

★税務・労務・経営・法律に関することなら
専門家が何でもご相談に応じます。

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成27年 9月16日 (水)

●税務相談

税 理 士 杉浦 康晴

税 理 士 杉浦 正康

税 理 士 古田 益三

税 理 士 結城 典裕

●労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子

社会保険労務士 都築 玲香

●法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

●ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

●医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

●相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

●法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは
葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

梅田裕二 中島和人 早川 毅 加藤紀男
都築玲香 石川雅恵 都築将史 松谷麻美

6月に入社いたしました新人ですが、みなさま
これからどうぞよろしくお願い申し上げます。さ
て、今年の夏は例年よりも大変暑く猛暑続きでし
たがそろそろ秋が近づいてくる頃ですね。『秋』
といえば【食欲・運動・読書】ですが、私はもち
ろん「食欲の秋」です！おいしい食事を取って何
事にも一生懸命取り組みたいです。みなさまもど
うぞ素敵な秋をお過ごしください。 松谷 麻美